

標 題：

日本籍以外の現存船に対する
74 SOLAS の 83 改正の適用
について

NK テクニカル インフォメーション

No. 9 3

平成 3 年 5 月 13 日

関 係 船 主 各 位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、74 SOLASの 83 改正の現存船に対する要件への適合期限（本年 7 月 1 日）が近づき、各位におかれましては、所有船舶について既に適合させ、あるいは適合の準備を進められていることと存じます。

本件取扱いについては、先にNKテクニカルインフォメーションNo.77にてお知らせいたしましたが、適合させた場合の検査及び証書の取扱いについて下記のとおり補足いたしますので御了承下さい。

敬 具

記

1. 適合の確認検査

適合させた場合、本年 7 月 1 日までに安全設備証書の更新検査／中間検査／毎年の強制検査受検の機会に、または臨時検査を申請の上、本会検査員による適合の確認を受けて下さい。

2. 証書の取扱い

上記検査により適合が確認された場合、次のとおり証書を発行または証書に適合した旨記載します。

1) その時点で“This certificate ceases to be valid on 1st July, 1991 unless

83 Amendments to 74 SOLAS are fulfilled”の Note 付きの本証書を有している場合、同 Note を横線で消去し、その下部に

“The undersigned found that the abovementioned requirements had been fulfilled.”

と記載、署名（検査員）します。（ただし、次の 2）b）の場合を除きます。）

2) 次の場合は新たに短期証書を発行します。

a) 前記1) 以外の場合

b) 前記1) の場合でも、ライフラフトの数など証書に記載される要目が変更された場合
及び各位が特に希望される場合

3. 証書発行料金

証書に記載される要目が変更された場合を除き、上記短期証書の発行手数料は申受けません。

以 上

VOID